

## 介護福祉士実務者研修受講に関する誓約書

この度の介護福祉士実務者研修を受講するにあたり、下記について約束いたします。

氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 記

#### 【研修全般について】

1. 研修にあたっては、秋田圏域人材支援事業協同組合の方針やスケジュール・諸事項の進め方に従います。
2. 研修を通して知り得た施設内の諸情報（受講者や施設利用者、施設職員の個人情報を含む）は外部に漏らしません。
3. 各科目の課題提出状況や面接授業時の試験において、再提出等の指示があった場合は受け入れます。また、修了評価において予め定められた基準に達していないと判断され、修了が認められなかった場合においても素直に受け入れ、受講料の返金を求めません。
4. 受講料を分割で納付する場合は、組合との契約に従って期日通りに納付いたします。また、納付が滞った場合には、課題送付・添削および修了証の発行が中止されることを受け入れ、それまでに納付した受講料の返金を求めません。

#### 【面接授業（スクーリング）について】

5. 設備・備品・器具などの使用の際は、必ず研修担当者の許可を得て使用します。
6. 研修中の私語は避け、他の人に迷惑のかからないようにします。
7. 施設への出入りは指示された場所からのみとし、指定の場所以外への侵入や通り抜けは致しません。
8. 体の具合が悪い時は、すぐに申し出ます。
9. 講師・指導者に対しては、謙虚に接し、効率的な学習ができるよう努めます。
10. 自分の判断で、施設利用者に接しません。
11. はっきりと、やさしい言葉づかいに心がけます。
12. 相手に不快感を与えるような服装、身だしなみは避け、アクセサリーは危険防止のため着用しません。
13. 研修担当者以外の職員及び施設利用者への個人的接触はいたしません。
14. 面接授業実施施設内外において、駐車場および盗難等すべての事故について、個人で責任を持って対応します。
15. 研修において、他の受講生の受講の妨げになる行動や危険な行為により組合より注意があった場合素直に受け入れ、行動を改めます。また、再三の注意にも関わらず行動が改善されず、組合より中止と判断された場合は受け入れ、その場合においては受講料の返金を求めません。

以上